

項番	質問	回答
0. 大きな変更点		
0-1	2024年12月2日の健康保険証廃止によって、何が変わりますか。	大きな変更点は、次の通りです。 ① 健康保険証の新規発行、再発行がともにできなくなります。 ② 発行済の有効な健康保険証は、退職等で資格を喪失したり、券面情報に変更がない限り、2025年12月1日まで有効です。 ③ 2025年12月2日より、マイナンバーカードを健康保険証として使用する仕組み（マイナ保険証）に移行します。 ④ マイナ保険証によりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に対しては、「資格確認書」を交付して、保険診療を受診できるようにします。 ⑤ 健康保険証が廃止されますので、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、「資格情報のお知らせ」を発行します。
1. 健康保険証に関するQA		
1-1	今持っている健康保険証は、いつまで使えますか？	2024年11月29日（当健保組合の最終の健康保険証発行日）までに発行されたお手元にある有効な健康保険証は、退職等で資格を喪失したり券面情報に変更がない限り、改正法の経過措置により最大1年間（最長2025年12月1日まで）、従来通り医療機関等で使用することができます。 現在お手元にある有効な健康保険証は、有効期間が切れるまで廃棄せずにお持ちください。
1-2	2024年12月2日以降、マイナンバーカードを持っていないと、直ちに保険診療を受けることができなくなりますか？	
1-3	現在持っている健康保険証は回収されますか？	2025年12月1日までに退職等により資格を喪失した場合や、氏名変更などの券面情報に変更があった場合は、健康保険証を回収します。 経過措置期間が終了する2025年12月2日以降は、すべての健康保険証の有効期限が切れて利用できなくなりますので、当健保組合で回収はいたしません。
1-4	2024年12月2日以降に健康保険証を紛失した場合は、再発行できますか？	2024年12月2日以降は、健康保険証を再発行することはできません。 原則マイナ保険証のご利用をお願いします。
1-5	経過措置期間中（2025年12月1日まで）に定年を迎え、同じ会社で継続再雇用となります。再雇用後は、健康保険の記号・番号が変わるようですが、この場合は新しい健康保険証は交付されますか。	2024年12月2日以降は、理由を問わず健康保険証は発行できません。 継続再雇用の場合だけでなく、以下のケースにおいて同様です。 ・ 減失（紛失・き損）した場合 ・ 婚姻等で氏名変更した場合 ・ 生年月日に誤りがあり訂正した場合 ・ 退職して任意継続被保険者となる場合 ・ 退職して特例退職被保険者となる場合 等 原則、マイナ保険証のご利用をお願いします。
1-6	マイナ保険証の利用登録を行いました。現行の健康保険証はどうしたらいいですか？	2025年12月1日の特別措置期間終了までは、使用することができますので、大切に保管してください。 また、特別措置期間前に当健保組合の資格を喪失した場合は、健康保険証を当健保組合に返納していただく必要があります。 経過措置期間が終了する2025年12月2日以降は、すべての健康保険証の有効期限が切れて利用できなくなりますので、当健保組合で回収はいたしません。
2. マイナ保険証に関するQA		
2-1	マイナ保険証とはなんですか？ マイナンバーカードとは別のカードですか？	「マイナ保険証」とは、マイナンバーカードを取得し、かつ、そのマイナンバーカードで保険証利用登録を行ったものをいいます。 マイナンバーカードとは別に「マイナ保険証」というカードがあるわけではありません。
2-2	どうしたらマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになりますか？	マイナ保険証を利用するためには、次の3つの手順を終える必要があります。 ① マイナンバーカードを取得します。取得方法はマイナンバーカード総合サイトでご確認ください。 マイナンバーカード総合サイト ➡ https://www.kojinbango-card.go.jp/ ② マイナポータルで、マイナンバーカードの健康保険証利用を登録します。 利用登録方法はこちらをご確認ください。 ➡ https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html ③ 資格取得時に、被保険者・被扶養者によって、健康保険組合にマイナンバー情報を含む必要な情報を提出します。 マイナ保険証として使用できるかの確認は、マイナポータルの「健康保険証」の「資格情報」から確認できます。
2-3	マイナ保険証を利用できるようにしたいのですが、何から始めればよいですか？	
2-4	資格を取得してからマイナンバーカードを健康保険証として使用できるようになるまで、どれくらいの時間がかかりますか？	資格取得届や被扶養者届を事業主（GIB・PGFの場合は大槻事務所）に提出してから、健保組合でオンライン資格確認等システムに登録し、マイナ保険証としてご利用いただけるようになるまで、標準的な日程で約10営業日を要します。 （当健保組合が届や情報を受理してからは5営業日） 当健保組合に提出された届やデータに不備があった場合は、確認作業が完了するまでに前述の10営業日に加え、相当の日数を要します。 その間は、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができませんので、ご注意ください。

項番	質問	回答
2-5	資格情報のお知らせだけが手元に届きました。マイナンバーカードを健康保険証として使用できますか？	マイナンバーカードを健康保険証として使用することができます。 資格情報のお知らせは、当健保組合の資格を有する被保険者・被扶養者で、かつマイナンバーを当健保組合に登録した方を対象に発行されます。 資格確認書は、マイナンバーカードを持っていない等の理由でオンライン資格確認を受けられない状況の方や、当健保組合の資格を取得してから一定期間マイナンバー情報が提出されず、マイナンバーカードを健康保険証として使用することができない方に対して発行します。 したがって、当健保組合の資格を有する被保険者・被扶養者で、かつマイナンバーを当健保組合に登録しており、オンライン資格確認を受けることができる方に対してのみ、資格情報のお知らせだけが発行されます。
2-6	マイナポータルに登録されている資格情報とは何ですか？	加入している健康保険の資格情報です。 具体的には、以下の情報です。 氏名・フリガナ・記号・番号・枝番・生年月日・性別・資格取得年月日・交付年月日・本人家族の別・保険者名・保険者番号・70歳以上高齢者負担割合 マイナポータルの「健康保険証」の「資格情報」から確認できますので、最新の情報が登録されていることをご確認ください。
2-7	マイナ保険証を使用して医療機関を受診しますが、医療費が自己負担限度額を超過する見込みです。限度額適用認定証を医療機関窓口で提示する必要がありますか？	必要ありません。 オンライン資格確認システムに個人ごとの自己負担限度額が登録されており、医療機関でも限度額を把握することができますので、限度額適用認定証を医療機関窓口で提示する必要はありません。 ただし、被保険者が住民税非課税対象の場合は、マイナ保険証を限度額適用認定証として利用することができませんので、申請書一覧掲載の「健-11健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」に必要事項を記載のうえ必要書類を添付して、限度額適用認定証の発行を健保組合に書面で申請してください。
2-8	70歳以上の高齢者です。マイナ保険証で医療機関を受診しますが、高齢受給者証を医療機関の窓口で提示する必要がありますか？	必要ありません。 オンライン資格確認システムに個人ごとの自己負担限度額が登録されており、医療機関でも負担割合を把握することができるからです。
2-9	マイナ保険証は、全ての医療機関・薬局で使えるようになりますか。マイナ保険証を利用できない医療機関はありますか？	マイナ保険証は、オンライン資格確認システムを導入している医療機関で使用できますが、導入していない医療機関では使用することができません。 オンライン資格確認システムを導入していない医療機関は、マイナ保険証と資格確認のお知らせと一緒に提示しますと、受診することができます。 また、経過措置期間が終了する2025年12月1日までは、有効な健康保険証でも受診することができます。
2-10	スマートフォンを持っていないため、マイナポータルでマイナンバーカードの健康保険証利用登録ができません。他に方法はありますか？	マイナンバーカードを保険証として利用するためには、必ず「保険証利用登録」を行う必要があります。 利用登録はマイナポータルや、医療機関・薬局の窓口等にある顔認証付きカードリーダー、全国のセブン銀行ATMからお手続きができます。
2-11	事前に保険証利用登録をしなければ、医療機関でマイナンバーカードを保険証として利用できないのですか？	詳しくは、厚生労働省のサイトをご確認ください。 ➡ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html
2-12	マイナンバーカードを健康保険証として利用できる（オンライン資格確認を導入している）医療機関・薬局は、どうすれば知ることができますか？	マイナンバーカードが健康保険証等として使える（オンライン資格確認を導入している）医療機関・薬局の一覧は厚生労働省ホームページに掲載されています。 また、当該医療機関・薬局においても、マイナンバーカードが健康保険証等として使えることがわかるよう、ステッカーやポスター等を院内等に掲示しています。
2-13	マイナンバーカードを持っています。マイナ保険証として使用できるか、どうしたら確認できますか？	マイナポータルにログインし、「健康保険証」の「資格情報」から確認できます。 登録が完了した場合は、「マイナンバーカード利用状況」に「登録済」と表示されます。
2-14	マイナポータルで自分の資格情報を確認したところ、最新の資格情報が表示されません。どうしたらよいですか？	お調べしますので、当健保組合にご連絡ください。 最新の資格情報が表示されない場合、以下の理由が考えられます。 1. 当健保組合に新しく加入した場合、あなたのマイナンバーに紐づく資格情報の登録が完了していない。 2. 旧保険者（健康保険組合、共済組合等。国民健康保険ご加入の方はお住まいの自治体）やお住まいの地域を所管する福祉事務所において、あなたのマイナンバーに紐づく資格情報について更新（喪失処理）が完了していない。 なお、新たに資格を取得された方のシステム登録については、資格情報を事業主に提出してから、情報に不足や不備がない場合、約10営業日を要しますのでご了承ください。
2-15	既にマイナンバーカードでの保険証等利用登録は完了していますが、就職や転職、退職等により、健康保険証等が変更になりました。手続きは必要ですか？	マイナンバーカードの健康保険証等利用登録が完了している場合は、転職や退職、変更に伴う、再度の登録は必要ありません。 ただし、保険者（健康保険組合、共済組合等。国民健康保険ご加入の方はお住まいの自治体）に対する資格喪失や資格取得の届け出は、引き続き必要です。

項番	質問	回答
2-16	マイナンバーカードの読み取りや顔認証と暗証番号の両方がうまくいかない場合や、停電等でカードリーダーが作動していないときはどうすればよいのですか？	システム障害や停電、機器の故障時には、マイナンバーカードと資格情報のお知らせを提示することで、保険診療を受診することができます。 資格情報のお知らせは、2024年8月31日時点において当健保組合の資格を有する被保険者・被扶養者で、かつ2024年8月31日までにマイナンバーを当健保組合に登録されている方には、2024年10月にお送りしています。 (特例退職者の方は、9/15時点で資格を有しマイナンバーに登録されている方) 2024年9月1日以降に当健保組合の資格を取得されて、マイナンバーを当健保組合に登録された方には、2024年12月2日以降、順次お送りします。 なお、事前にマイナポータルから健康保険の資格情報をPDFデータでダウンロードしておきますと、それを「資格情報のお知らせ」として利用することができます。
2-17	マイナンバーカードを紛失しました。どうしたらよいですか？	マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)に連絡し、一時利用を停止してください。 医療機関の受診については、マイナンバーカードを再発行してマイナ保険証を利用いただけますが、再発行までの間に受診する場合は、当健保組合で「資格確認書」を発行しますので、当健保組合まで申し出てください。
2-18	マイナ保険証が健康保険証として使用できなくなることはありますか？	あります。 マイナンバーカードの更新手続き中、マイナンバーカードの電子証明書が失効した場合、マイナンバーカードの利用登録を解除した場合などが挙げられます。

3. 資格確認書に関するQA

3-1	マイナンバーカードを持っていません。特例措置期間が終了する2025年12月2日以降、保険診療を受けることができますか？	マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない方は、マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にありますので、当健保組合から資格確認書を発行します。この資格確認書を医療機関に提示することで、保険診療を受診することができます。
3-2	マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていません。特例措置期間が終了する2025年12月2日以降、保険診療を受けることができますか？	
3-3	2024年12月2日以降に、特退/任継/再雇用となり、保険証が変わる予定ですが、マイナンバーカードを作っていない場合、保険証の代わりになるものは交付されますか？	
3-4	資格確認書はどのような方に対して発行されますか？	次の理由で、オンライン資格確認が受けられない状況にある方に発行します。 1. マイナンバーは健保組合に提出しているが、次のいずれかに該当し、マイナンバーカードを健康保険証として使用することができない方 ・ マイナンバーカードを持っていない ・ マイナンバーカードを持っているが健康保険証の利用登録をしていない ・ マイナンバーカードを紛失 ・ マイナンバーカードの更新手続き中 ・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ、マイナンバーカードの失効 ・ マイナンバーカードを返納 ・ マイナ保険証の利用登録を解除 ・ マイナ保険証による受診には第三者(介助者など)のサポートが必要 2. 当健保組合の資格を取得してから一定期間マイナンバー情報が提出されず、オンライン資格確認システムに必要な情報を登録できず、マイナンバーカードを健康保険証として使用することができない方
3-5	資格確認書は届きましたが、資格情報のお知らせが届きません。どういったことでしょうか？	資格情報のお知らせは、当健保組合の資格を有する被保険者・被扶養者で、かつマイナンバーを当健保組合に登録した方を対象に発行されます。 一方、当健保組合の資格を取得してから一定期間マイナンバー情報が提出されず、マイナンバーカードを健康保険証として使用することができない方に対して、資格確認書を発行します。 したがって、当健保組合の資格を有する被保険者・被扶養者で、オンライン資格確認を受けられる状況にあるか否かにかかわらず、マイナンバーを当健保組合に登録していない方に対して、資格確認書のみを発行します。
3-6	マイナ保険証を持っていますが、念のため「資格確認書」も持っておきたいです。マイナ保険証を持っていても「資格確認書」を交付してもらえますか？	マイナ保険証により問題なく受診できている方には、資格確認書を交付することはできません。 資格確認書の交付対象となるのは、マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方、に限られます。

項番	質問	回答																						
3-7	資格確認書で医療機関を受診しますが、医療費が自己負担限度額を超過する見込みです。医療機関窓口での支払額を自己負担限度額に抑えるためには、資格確認書とは別に限度額適用認定証が必要ですか？	必要です。 限度額適用認定証は、MY HEALTH WEBからWEB申請できます。 ただし、被保険者が住民税非課税対象の場合は、申請書一覧掲載の「健-11健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」に必要事項を記載のうえ必要書類を添付して、当健保組合に書面で申請してください。																						
3-8	70歳以上の高齢者です。資格確認書で医療機関を受診しますが、高齢受給者証を医療機関の窓口に表示する必要がありますか？	必要ありません。 資格確認書に高齢者の負担割合を掲載していますので、資格確認書とは別に高齢受給者証を提示する必要はありません。																						
3-9	資格確認書を再発行していただくことはできますか？	資格確認書をき損、紛失した場合や、盗難にあった場合に、当健保組合に再発行を申請してください。 なお、再交付には理由の如何にかかわらず、1枚につき1,000円の再交付手数料が必要です。 手数料の入金を確認後、再交付いたします。 き損による再交付の場合は、き損した資格確認書を健保組合に返還してください。 返還を確認後に再交付いたします。																						
3-10	資格確認書には、有効期限がありますか？	有効期限があります。 2024年12月2日から2026年6月30日に発行した資格確認書の有効期限は、2026年8月31日です。																						
3-11	氏名が変わりました。資格確認書を再発行していただけますか？	氏名変更の情報が入りましたら、再発行いたします。																						
3-12	70歳以上の高齢者です。一部負担金の割合が変わった場合、資格確認書は再発行されますか？	再発行されます。 申請の必要はありません。 当健保組合で負担割合の変更を把握して、新しい負担割合を反映させた資格確認書を発行します。																						
3-13	健康保険組合で作成した資格確認書は、どこに送付されますか？	発行ケースに応じて、以下のとおりに送付いたします。 【入社の場合】 <table border="1" data-bbox="525 1279 1489 1471"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">入社された被保険者</th> <th colspan="2">入社された被保険者の被扶養者</th> </tr> <tr> <th>被保険者分と同封できる場合</th> <th>被保険者分と別送になる場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送付先</td> <td>事業主から提供を受けた送付先住所</td> <td>事業主から提供を受けた送付先住所</td> <td>被扶養者届に記載された送付先住所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、入社された被保険者分と同封となるか、別送となるかどうかは、「被扶養者届」の提出時期や事務処理状況により異なりますので、ご了承ください。</p> 【氏名変更の場合】 <table border="1" data-bbox="525 1641 1152 1845"> <thead> <tr> <th></th> <th>被保険者</th> <th>被扶養者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送付先</td> <td>ジブラルタ生命の方は、添付された「送付先住所届（氏名変更用）」に記載された住所 ※ジブラルタ生命以外の方は、事業主から提供された住所</td> <td>「被扶養者届出事項変更届」に記載された送付先住所</td> </tr> </tbody> </table> 【上記以外の交付・再交付の場合】 <table border="1" data-bbox="525 1912 1259 2069"> <thead> <tr> <th></th> <th>被保険者</th> <th>被扶養者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送付先</td> <td colspan="2">「資格確認書(再)交付申請書」に記載された送付先住所</td> </tr> </tbody> </table>		入社された被保険者	入社された被保険者の被扶養者		被保険者分と同封できる場合	被保険者分と別送になる場合	送付先	事業主から提供を受けた送付先住所	事業主から提供を受けた送付先住所	被扶養者届に記載された送付先住所		被保険者	被扶養者	送付先	ジブラルタ生命の方は、添付された「送付先住所届（氏名変更用）」に記載された住所 ※ジブラルタ生命以外の方は、事業主から提供された住所	「被扶養者届出事項変更届」に記載された送付先住所		被保険者	被扶養者	送付先	「資格確認書(再)交付申請書」に記載された送付先住所	
	入社された被保険者	入社された被保険者の被扶養者																						
		被保険者分と同封できる場合	被保険者分と別送になる場合																					
送付先	事業主から提供を受けた送付先住所	事業主から提供を受けた送付先住所	被扶養者届に記載された送付先住所																					
	被保険者	被扶養者																						
送付先	ジブラルタ生命の方は、添付された「送付先住所届（氏名変更用）」に記載された住所 ※ジブラルタ生命以外の方は、事業主から提供された住所	「被扶養者届出事項変更届」に記載された送付先住所																						
	被保険者	被扶養者																						
送付先	「資格確認書(再)交付申請書」に記載された送付先住所																							

項番	質問	回答
4. 資格情報のお知らせに関するQA		
4-1	資格情報のお知らせは、どのような方に発行されますか	当健保組合の資格を有する被保険者・被扶養者で、かつマイナンバーを当健保組合に登録した方が対象です。 この条件を満たしていない方には発行されません。 マイナンバーカードを作っているか、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っているかにかかわらず、発行されます。
4-2	資格情報のお知らせと資格確認書の両方が届きました。どうということでしょうか？	資格情報のお知らせは、当健保組合の資格を有する被保険者・被扶養者で、かつマイナンバーを当健保組合に登録した方を対象に発行されます。 マイナンバーカードを作っているか、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っているかにかかわらず、発行されます。 一方、マイナンバーカードを持っていない等、オンライン資格確認を受けられない状況の方に対して、マイナンバーを当健保組合に登録したか否かにかかわらず、資格確認書を発行します。 したがって、当健保組合の資格を有する被保険者・被扶養者かつマイナンバーを当健保組合に登録した方で、オンライン資格確認を受けられない状況にある方に対し、資格情報のお知らせと資格確認書の両方が発行されます。
4-3	資格情報のお知らせが届いた場合は、マイナンバーカードを健康保険証として使用することができますか？	資格情報のお知らせだけがお手元に届いた場合は、マイナンバーカードをマイナ保険証として医療機関を受診することができます。 資格情報のお知らせが発行されていても、資格確認書も届いた場合は、オンライン資格確認を受けることができない状況にありますので、マイナンバーカードで医療機関を受診することはできません。 資格確認書で医療機関等を受診してください。
4-4	「資格情報のお知らせ」のみを持参し、医療機関等を受診して保険診療を受けることができますか？	「資格情報のお知らせ」単体では医療機関を受診することはできません。 2025年12月1日までは、マイナ保険証か健康保険証、資格確認書が必要です。 2025年12月2日以降は、マイナ保険証か資格確認書が必要です。 ただし、カードリーダーがない医療機関を受診する場合や、カードリーダーが故障や不具合等で使えない場合、保険診療を受けるために、「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードと一緒に医療機関等に提示する必要があります。 右下部分が剥がせるカードタイプになっていますので、マイナンバーカードとともに携帯することを推奨します。
4-5	医療機関を受診する際、「資格情報のお知らせ」を持参する必要がありますか？	マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を、一緒に携帯し医療機関を受診することを推奨します。 「資格情報のお知らせ」は、カードリーダーがない医療機関を受診する場合や、カードリーダーが故障や不具合等で使えない場合、保険診療を受けるために、マイナンバーカードと一緒に医療機関等に提示する必要があります。 なお、「資格情報のお知らせ」を携帯していない場合でも、事前にマイナポータルから医療保険の資格情報をダウンロードしておく、それを「資格情報のお知らせ」の代わりに利用することができます。
4-6	「資格情報のお知らせ」は台紙から剥がすとカードになりますが、持ち歩く必要はありますか？	マイナ保険証とともに携帯することを推奨します。 「資格情報のお知らせ」は、カードリーダーがない医療機関を受診する場合や、カードリーダーが故障や不具合等で使えない場合、保険診療を受けるために、「資格情報のお知らせ」とマイナンバーカードを医療機関等に提示する必要があります。 なお、「資格情報のお知らせ」を携帯していない場合でも、事前にマイナポータルから医療保険の資格情報をダウンロードしておく、それを「資格情報のお知らせ」の代わりに利用することができます。
4-7	「資格情報のお知らせ」に記載された自分の情報に誤りがある場合はどうしたらいいですか？	当健保組合まで速やかにご連絡ください。 【お問合せ先】 ジブラルタ健康保険組合 TEL：03-5954-7191 平日9：00-11：00/13：30-15：30 メール：gk@gib-kenpo.or.jp
4-8	資格情報のお知らせの内容は、マイナポータルでも確認できますか？	確認することができます。 マイナポータルにログインした後、トップページの健康保険証を選択しますと、資格情報が表示されます。
4-9	マイナポータルから資格情報のPDFデータをスマートフォンにダウンロードしました。スマートフォンのどこに保存されますか？	スマートフォンのファイルアプリに保存されます。詳しくは、こちらのマイナポータルのQAを確認ください。 https://faq.myna.go.jp/faq/show/4312?back=front%2Fcategory%3Asearch&category_id=3&commit=&keyword=%E3%83%80%E3%82%A6%E3%83%B3%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%89&page=1&site_domain=default&site_id=1&sort=sort_keyword&sort_order=desc&utf8=%3F
4-10	資格情報のお知らせを紛失しました。再発行していただけますか？	マイナポータルの【健康保険の資格情報画面】を参照できる場合は、当該画面で代用可能なため、原則再発行は不要です。 健康保険の資格情報画面は、スマートフォンなどを用いてマイナポータルへアクセスすることで参照することが可能です。 なお、健康保険の資格情報画面は、マイナポータルのダウンロード機能を用いることであらかじめスマートフォンなどに登録しておくことができます。 マイナポータルの【健康保険の資格情報画面】を参照できない場合、当健保組合に再発行を依頼してください。
4-11	氏名が変わりました。資格情報の知らせを再発行していただけますか？	氏名変更の情報が入りましたら、再発行いたします。

項番	質問	回答																						
4-12	70歳以上の高齢者です。一部負担金の割合が変わった場合、資格情報のお知らせは再発行されますか？	再発行されます。申請の必要はありません。当健保組合で負担割合の変更を把握して、新しい負担割合を反映させた資格情報のお知らせを発行します。																						
4-13	健康保険組合で作成した資格情報のお知らせは、どこに送付されますか？	<p>発行ケースに応じて、以下のとおりに送付いたします。</p> <p>【入社の場合】</p> <table border="1" data-bbox="525 414 1477 607"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">入社された被保険者</th> <th colspan="2">入社された被保険者の被扶養者</th> </tr> <tr> <th>被保険者分と同封できる場合</th> <th>被保険者分と別送になる場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送付先</td> <td>事業主から提供を受けた送付先住所</td> <td>事業主から提供を受けた送付先住所</td> <td>被扶養者届に記載された送付先住所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、入社された被保険者分と同封となるか、別送となるかどうかは、「被扶養者届」の提出時期や事務処理状況により異なりますので、ご了承ください。</p> <p>【氏名変更の場合】</p> <table border="1" data-bbox="525 772 1142 978"> <thead> <tr> <th></th> <th>被保険者</th> <th>被扶養者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送付先</td> <td>ジブラルタ生命の方は、添付された「送付先住所届（氏名変更用）」に記載された住所 ※ジブラルタ生命以外の方は、事業主から提供された住所</td> <td>「被扶養者届出事項変更届」に記載された送付先住所</td> </tr> </tbody> </table> <p>【上記以外の交付・再交付の場合】</p> <table border="1" data-bbox="525 1059 1257 1218"> <thead> <tr> <th></th> <th>被保険者</th> <th>被扶養者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送付先</td> <td colspan="2">「資格情報のお知らせ再交付申請書」に記載された送付先住所</td> </tr> </tbody> </table>		入社された被保険者	入社された被保険者の被扶養者		被保険者分と同封できる場合	被保険者分と別送になる場合	送付先	事業主から提供を受けた送付先住所	事業主から提供を受けた送付先住所	被扶養者届に記載された送付先住所		被保険者	被扶養者	送付先	ジブラルタ生命の方は、添付された「送付先住所届（氏名変更用）」に記載された住所 ※ジブラルタ生命以外の方は、事業主から提供された住所	「被扶養者届出事項変更届」に記載された送付先住所		被保険者	被扶養者	送付先	「資格情報のお知らせ再交付申請書」に記載された送付先住所	
	入社された被保険者	入社された被保険者の被扶養者																						
		被保険者分と同封できる場合	被保険者分と別送になる場合																					
送付先	事業主から提供を受けた送付先住所	事業主から提供を受けた送付先住所	被扶養者届に記載された送付先住所																					
	被保険者	被扶養者																						
送付先	ジブラルタ生命の方は、添付された「送付先住所届（氏名変更用）」に記載された住所 ※ジブラルタ生命以外の方は、事業主から提供された住所	「被扶養者届出事項変更届」に記載された送付先住所																						
	被保険者	被扶養者																						
送付先	「資格情報のお知らせ再交付申請書」に記載された送付先住所																							
5. その他																								
5-1	マイナ保険証を利用しています。氏名や住所が変わったら、どのような手続きが必要ですか？	<p>住所の変更や氏名の変更など、マイナンバーカードに記載された個人情報に変更があったときには、転出届、転入届、婚姻等戸籍関係の届出とは別に、マイナンバーカードの継続利用の手続きが必要です。</p> <p>具体的には、マイナンバーカードの券面記載事項の変更手続きと、署名用電子証明書の発行手続きが必要です。</p> <p>また、次のいずれかに該当した場合は、マイナンバーカードが失効し、利用することができなくなりますのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転入届をした翌日から90日を経過したとき ・ 転入した翌日から14日以上経過して転入の届出をしたとき ・ 転出予定日の翌日から30日以上経過して転入の届出をしたとき <p>手続きの詳細は、お住いの市区町村の役所のホームページをご確認のうえ、各相談窓口までお問い合わせください。</p> <p>当健保組合に対しての手続きですが、現職被保険者の住所変更や氏名変更は、各事業主から当健保組合に定期的に情報が連携されますので、特段の手続きはありません。</p> <p>被扶養者、任意継続被保険者とその被扶養者、特例退職被保険者とその被扶養者につきましては、当健保組合までご連絡ください。</p>																						
5-2	健保組合のホームページや帳票は変わりますか？	健康保険証の廃止とマイナ保険証本格導入に伴い、当健保組合のホームページの記載を修正するとともに、必要に応じて帳票を改訂いたしました。																						
5-3	健康保険被保険者証・高齢受給者証再交付のWEB申請はどうなりますか？	<p>2023年1月より、「健康保険被保険者証・高齢受給者証再交付申請」はWEBで申請で行っていましたが、健康保険証の廃止に伴い、このWEB申請はクローズいたします。</p> <p>健康保険証の再交付は今後行いません。</p> <p>高齢受給者証の再交付は、書面による申請といたします。</p> <p>当健保組合のホームページの「届出・申請書」の申請書一覧に、「健康保険高齢受給者証再交付申請書」を掲載していますので、こちらをご利用ください。</p> <p>なお、マイナ保険証、または資格確認書を使用しますと、医療機関の窓口で高齢受給者証を提示する必要がなくなりますので、再交付を申請する必要はありません。</p>																						

項番	質問	回答
5-4	MY HEALTH WEB の初回登録方法は、どのように変わりますか？	<p>「MY HEALTH WEB」は、ジブラルタ健康保険組合が開設している個人向けポータルサイトです。みなさん、お一人おひとりと健保組合とのコミュニケーションツールとして、健康情報が閲覧できたり、健康づくりにも役立つ便利な機能が満載です。</p> <p>ジブラルタ健康保険組合のホームページからアクセスすることができます。</p> <p>MY HEALTH WEBをご利用いただくためには、初回登録が必要です。</p> <p>これまでは初回登録の手続きとして、健康保険の記号-番号と保険証発行No.およびメールアドレスの入力が必要でしたが、2024年12月2日以降は保険証は発行されませんので、保険証発行No.の代わりにカナ氏名を入力していただく方法に変更します。</p> <p>詳しい手続き方法に関しましては、当健保組合のホームページの「健保からのお知らせ」に掲載する予定ですので、そちらをご確認ください。</p>
5-5	人間ドックを受診するときの本人確認・資格確認は、どのように変わりますか？	<p>当健保組合と直接契約している健診機関で人間ドックを受診するとき、業務委託先である（株）バリューHRと契約している健診機関で人間ドックや特定健康診査を受診される場合は、これまで本人確認と資格確認のため、健診機関に健康保険証を提示する必要がありました。</p> <p>健康保険証が廃止される2024年12月2日以降は、受診時に健康保険証やマイナ保険証、または資格確認書を健診機関窓口にて提示してください。</p> <p>ただし、オンライン資格確認に対応していない健診機関もありますので、予約する際に、持参する身分証明書を確認することを推奨します。</p> <p>また、受診確認ができない場合は、公的身分証（運転免許証等）で本人確認を行ったうえで人間ドックを実施するケースもございますので、予めご了承ください。</p>
5-6	マイナンバーカードは、必ず作らなければなりませんか？	<p>マイナンバーカードの作成は任意ですが、マイナンバーカードを健康保険証として使用するためには必要です。</p> <p>マイナンバーカードをお持ちでない場合でも、保険診療を受けることができるように、健康保険組から資格確認書を発行します。</p>